

# 国際教養大学事務局統合管理およびファイル共有システム更新業務委託契約書

令和 年 月 日

甲 契約担当者 公立大学法人国際教養大学  
理事長 モンテ カセム

乙 契約者 住 所  
商号又は名称  
氏 名

国際教養大学事務局統合管理およびファイル共有システム更新業務委託について、公立大学法人国際教養大学契約事務規程を遵守の上契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

1 契約金額 ¥ \_\_\_\_\_  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ \_\_\_\_\_

## 2 委託内容

「国際教養大学 事務局データ共有サーバ等更新業務仕様書」および「別紙1 国際教養大学事務局統合管理およびファイル共有システム更新業務調達機器および作業内容」のとおり。

## 3 契約期間

この契約の期間は令和4年 月 日から令和5年3月31日までとする。ただし、なんらかの事情により、期間に変更が発生する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

## 4 納入場所

秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2 国際教養大学

## 5 契約保証金

公立大学法人国際教養大学契約事務規程第22条第3号により免除

## 6 特別契約事項

次のとおり

(委託業務の処理方法等)

第1条 乙は、別途仕様書等により、委託の本旨に従い善良な契約者としての注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 乙は、委託業務の処理方法及び進捗状況について、必要な提案、報告を行い、定例若しくは随時に、甲と協議しながら委託業務を処理するものとする。

(検査及び引き渡し)

第2条 乙は、機器導入、構築および設定業務が完成したときは、甲の検査を受けて成果品を引き渡すものとする。検査日は甲の指示する日とする。

2 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちにこれを修正し、甲の指示する日までに甲の再検査を受けなければならない。この場合において、修正及び再検査に要する費用は、乙の負担とする。

(代金の支払い)

第3条 甲は、成果品の引渡しを受けた後において、乙の適法な支払請求書を受理した月の翌月末日までに支払うものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、委託業務に係るすべての資料（以下「関係資料」という。）を第三者に閲覧させてはならない。

2 乙は、関係資料について指示目的外の使用又は第三者への提供をしてはならない。

3 乙は、甲が別に指示する以外に関係資料の複写又は複製をしてはならない。

4 乙は、前3項について事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(委託内容の変更)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合において、甲乙協議して委託内容を変更するこ

とができる。

- (1) 事務の進行状況その他の事由により、仕様書等の内容を追加し、又は変更する必要があるとき。
- (2) 委託内容の追加、変更のため、所定の委託料の金額又は履行期限が著しく不適當であるとき。

(委託の解除)

第8条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、当該契約に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務を行う見込みがないと明らかに認められるとき。

(損害賠償)

第9条 乙及び従事者が委託業務の実施に際して、甲及び第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第12条 この契約に定めない事項、又はこの契約の条項に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を実施するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務の従事者に対して、次の事項を周知するものとする。

(1) 在職中及び退職後において当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用してはならないこと

(2) (1)に違反した場合は、秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第52条、第53条又は第57条の規定により処罰されることがあること。

(3) その他当該事務に係る個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の実施にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする